

JFA 第 32 回全日本 U-15 フットサル選手権大会 島根県大会 実施要項

名 称 JFA 第 32 回全日本 U-15 フットサル選手権大会 島根県大会

1. 主 催 (一社) 島根県サッカー協会
2. 主 管 (一社) 島根県サッカー協会フットサル委員会
3. 後 援 島根県教育委員会
4. 協 賛 未定
5. 期 日 2026 年 8 月 22 日 (土)【予選ラウンド】、23 日 (日)【決勝ラウンド】
6. 会 場 県立浜山公園体育館 (カミアリーナ)

〒693-0058 島根県出雲市矢野町 999 T E L : 0853-53-4533

7. 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会 (以下、「本協会」とする。) に「フットサル 3 種」または、「フットサル 4 種」の種別で加盟登録したチームであること (準加盟チームを含む) 。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル 3 種」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、適用対象となる選手の年齢は、「フットサル 4 種」年代のみとし、「フットサル 3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 前項のチームに所属する 2011 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
- ④ チームの選手数が 8 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。なお、主体となるチームの人数の制限はない。
 - I. 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II. 合同するチームの選手は、2011 年 4 月 2 日以降に生まれた選手で、本協会に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
 - III. 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV. 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
 - V. 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(2) サッカーチームの場合

- ① 本協会に「3 種」、「4 種」、または「女子」の種別で加盟登録したチームであること (準加盟チームを含む) 。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。

本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「3 種」、「女子」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、適用対象となる選手の年齢は、「4 種」年代のみとし、「3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 前項のチームに所属する 2011 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。

- ③ 外国籍選手は1チームあたり3名までとする。
- ④ チームの選手数が8名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。なお、主体となるチームの人数の制限はない。
 - I. 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II. 合同するチームの選手は、2011年4月2日以降に生まれた選手で、本協会に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。フットサルチームに所属する選手の合同も認める。
 - III. 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV. 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
 - V. 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(3) 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ、本協会の子供加盟チーム登録選手を、移籍手続を行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している子供加盟チームが本大会に参加している場合を除く。

(4) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

8. 参加チーム数

男子6チーム（予定）※参加チーム数が増えても申し込み期限内であれば、受付する。

（代表者と登録選手の過半数が島根県内に在籍、在住のチームであること。）

9. 大会形式

(1) 3チームずつ（2グループ）に分けて予選リーグを行い、各グループ上位2チーム（計4チーム）による決勝トーナメント戦にて代表チームを決定する。

リーグ順位は、グループ内の勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち3、引分け1、負け0とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

- ① 当該チーム内の得失点差
- ② 当該チーム内の総得点数
- ③ グループ内の総得失点差
- ④ グループ内の総得点数
- ⑤ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム

- (ア) 警告1回 1ポイント
- (イ) 警告2回による退場1回 3ポイント
- (ウ) 退場1回 3ポイント
- (エ) 警告1回に続く退場1回 4ポイント

⑥ 抽選

(2) 参加チーム数によっては、大会形式を変更する場合がある。

10. 競技会規定 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。ただし、以下の項目については本大会の規定を定める。

- 1) ピッチサイズ：原則として 40m×20m
- 2) 使用球：モルテン製 ヴァンタジオー フットサル 4号ボール
- 3) 競技者の数
 - ① 競技者の数：5名
 - ② 交代要員の数：9名以内
 - ③ ベンチに入ることができる人数：12名以内（交代要員9名以内、役員3名以内）
 - ④ ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内
- 4) 競技者の用具
 - ①ユニフォーム：
 - (ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。
 - (イ) アンダーシャツは、上着の袖の主たる色と同色（単色）でなければならない。アンダーパンツについてもパンツの主たる色と同色（単色）であること。本大会については、規制緩和は適用しない。
 - (ウ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。
 - (エ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。また、ゴールキーパーが1名登録の場合、必ず交代要員用のゴールキーパーのユニフォームを準備しておくこと。（退場した場合に備えて）
 - (オ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
 - (カ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。フィールドプレーヤーは1番をつけることができない。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。
 - (キ) ユニフォームへの広告表示については、本協会の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。
 - (ク) その他のユニフォームに関する事項については、本協会のユニフォーム規程に則る。
 - ②靴：キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色、もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのものとする。但し、ノンマーキングシューズは靴底が着色されたものでも施設が許可をしている場合は、着用可能とする。※なお、役員についても適用する。（本会場については、ノンマーキングシューズの着用可）
 - ③ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。
 - ④キャプテンアームバンド：チームキャプテンは、競技会主催者によって用意もしくは認められたアームバンド、または単色のアームバンドを着用しなければならない。それに、「キャプテン」という単語、もしくは「C」という文字やその翻訳された単語・文字も入れることができるが、単色でなければならない。（各チームで準備すること）
- 5) 試合時間

予選リーグ

- ① 24分間(各12分間からなる2つのピリオド)のプレーイングタイム
- ② ハーフタイムのインターバル：3分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）

決勝トーナメント

- ① 30分（各15分間からなる2つのピリオド）のプレーイングタイム
- ② ハーフタイムのインターバル：5分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）
- ③ 同点の場合、延長戦は8分（各4分間からなる2つのピリオド）のプレーイングタイムとし、それでも決しない場合はPK方式により決する。延長戦に入る前のインターバル：3分間、PK方式に入る前のインターバル：1分間とする。

※参加チーム数や運営上の都合により試合時間を変更する場合がある。

11. 懲 罰

- (1) 本大会の予選は、懲罰規程上の同一競技会とみなし、予選終了時点で未消化の出場停止処分は、本大会の試合にて順次消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (2) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (3) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (4) 前項により出場停止処分を受けたとき、1次ラウンド終了時点で警告の累積が1回るとき、または、本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (5) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (6) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の大会規律委員会が決定する。委員長は、本協会フットサル委員会の委員長とする。

12. 傷 害 補 償 チームの責任において傷害保険等に加入すること。

13. 参 加 料 20,000円（大会当日の代表者会議で現金にて支払うこと）

14. 参加申込

- 1) 1チームあたり24名（選手20名、役員4名）を上限とする。
- 2) 大会登録票（データを電子メールにて送付し、本書は大会当日代表者会議で提出すること）

提出先：一般社団法人島根県サッカー協会フットサル委員会

島根県フットサル委員長 宮崎裕一 090-8711-7154

メールアドレス：miyazaki2590@hi.enjoy.ne.jp

件名に「U-15フットサル島根県大会 参加申し込み」を記入して下さい

3) **申込締切日：2026年8月1日(土)17:00 必着** ※大会登録票の電子データを送付

4) 前項のデータ申し込み締め切り以降の内容変更は原則認めない。

15. 組 合 せ 島根県フットサル委員会にて抽選決定し、関係チームへ連絡する。

16. 代表者会議

2026年8月22日（土）**9:10**より、大会本部にて実施する。

代表者会議に遅刻または欠席した場合（やむを得ない事情の場合を除く）は、不参加（棄権）

とみなし試合は不戦敗で処理する。処分は主管元で決定する。

代表者会議に持参するもの（ユニフォーム一式 FP・GK 正副、大会登録票（原本）、選手証、参加費、ビブス2色以上）

17. 表彰 優勝、準優勝チームに賞状を授与する。

18. その他

- 1) 開会式は行わない。閉会式は決勝戦終了後、上位2チームで行う。
- 2) 代表者会議にて全予選試合のマッチコーディネーションミーティングを開催する。マッチコーディネーションミーティングにおいて、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明等を行う。決勝ラウンド23日についても、9:10より参加全チームによる代表者会議を行う。
- 3) 各チームの登録選手は、本協会発行の電子登録証の写し（写真が登録されたもの）又はサッカー選手証を、代表者会議会場および試合会場に持参すること。電子登録証、選手証が確認できない場合は、試合に出場できない。参加資格に違反し、その他不都合な行為があった場合は、そのチームの出場を停止する。
- 4) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上であればそのスコアで敗戦したものとみなす。
- 5) 競技中の疾病、傷病等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
- 6) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁済するものとする。また、場内外で負傷や事故等が発生した場合は当該チームが処置を行い、島根県サッカー協会は一切の責任を負わない。
- 7) 本大会に関する問い合わせ先は、参加申込先とする。
- 8) 本大会の優勝チームは、2026年11月28日（土）に島根県出雲市（出雲だんだんとマトアリーナ）にて開催される中国大会に出場する権利と義務を有する。
- 9) プライバシーに関する同意について
 - (1) 大会登録で取得する個人情報
 - ・氏名（代表者、監督、連絡担当） ・連絡担当者住所、電話番号 ・選手氏名、登録番号
 - (2) 個人情報の使用目的
 - ・大会での選手確認（氏名、登録番号）と緊急連絡（連絡担当者電話番号）
 - ・大会プログラムの作成及び大会チーム、関係者への配布※各チームにおいてスタッフ、選手（親権者）の意思を確認し、上記使用目的について同意を得た上で登録票を提出すること。（登録票の提出によって同意を得たものとする。）